

平成 29 年度 建設産業担い手確保・育成事業 募集案内

一般社団法人鹿児島県建設業協会
人材育成対策室

この事業は、一般社団法人鹿児島県建設業協会が、建設業における担い手の確保を図るため、新規の雇用者を対象に人件費及び研修費等の一部を助成するものです。

助成金交付の対象となる企業や助成対象経費等の事業の詳細は、「**建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領**」をご覧ください。

◎ 申請資格

- 1 鹿児島県内に本店を有し、建設業及び関連する事業を営む者であること
但し、技術者、技能労働者を新規雇用するものであること
- 2 社会保険、労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）
- 3 県税を滞納していないこと
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと
- 5 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと若しくは経営状態が著しく不健全である者でないこと
- 6 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第 3 条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと
- 7 担い手確保・育成業務の実施に関するノウハウを有し、かつ、当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているとともに、事業の実施に協力的であること

◎ 助成対象経費

- 1 新規雇用者の人件費
 - (1) 賃金（自社の給与規定によること）
 - (2) 通勤手当等の諸手当（通勤手当、出勤（精勤、皆勤）手当）
 - (3) 社会保険料（保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む。）
 - (4) 賞与等、企業等の社内規定において労働者への支給が義務づけられているもの
- 2 人材育成計画に基づく研修等の経費
- 3 国又は県等の公的機関から他の補助金を受けている場合は、助成金の交付対象としない。
- 4 新規雇用者 1 人当たりの対象人件費は、2,915 千円以内（社会保険料等の事業主負担分を含む）とする。

◎ 助成額

助成対象経費の 2 分の 1 以内。

◎ 事業期間

平成 29 年度の事業は、平成 30 年 2 月末までの経費を対象とする。

◎ 実施方法

「建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領」に基づき行いますので、十分目を通したうえで申請を行ってください。

◎ 応募方法

以下の応募書類を、募集期間内に当協会へ郵送または持参により提出してください。

- 1 助成金交付申請書（第1号様式）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 課税事業者届出書（様式第3号）
- 4 関係書類

※交付申請書等の様式は、当協会のホームページからダウンロードしてください。

その他、不明な点につきましては、当協会までお問い合わせください。

◎ 交付の決定

- 1 審査 当協会が別に定める審査会の意見を聞いて、助成金の交付を決定します。
- 2 結果通知 審査の結果は、書面により通知します。

◎ 交付決定の取消し、交付済みの助成金の返還等

- 1 助成事業を中止又は廃止したとき
- 2 助成金を他の用途に使用したとき

◎ 助成金の交付

- 1 事業完了後、実績報告書の提出を受けて所定の検査を実施し、その後、交付請求書の提出により交付します。
- 2 助成金の交付は予算の範囲内となるため、助成企業への交付決定額は概算額とする。
- 3 助成金の交付対象となる新規雇用者は、あらかじめ協会が予算の範囲内で定める雇用者数の範囲内とする。雇用者数が予算の範囲内に達したか否かの判定は、交付要領第10条に定める助成対象事業者が提出する新規雇用報告書の受付順で行う。

◎ 募集期間

平成29年5月1日（月）～平成29年5月19日（金）午後5時まで（書類必着）

◎ 書類提出先およびお問い合わせ先

一般社団法人鹿児島県建設業協会 人材育成対策室 担当：岩本、齊藤

〒890-8512 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番10号

鹿児島県建設センター5F

TEL：099-230-0081 FAX：099-230-0082

E-mail：jinzai03.kakenkyo@athena.ocn.ne.jp